

方法書についての関係市町長からの意見及び事業者の見解

【御代田町】

No.	区分	意見内容	事業者の見解
1	全体	環境影響評価を実施するに当たり、調査、予測及び評価の結果を町民等に分かりやすく、理解ができるよう表記していただきたい。	環境影響評価に係る公表資料の作成については、一般の方に分かりやすく、ご理解をいただけるよう努めます。
2	全体	環境影響評価を行う過程において、調査地点や項目、手法の選定に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じ見直しをしていただきたい。	調査地点等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じ、見直しを行い、準備書及び評価書に方法書からの変更内容、その根拠について記載します。
3	全体	事業者は、これまでも当事業及び環境影響評価の内容について、当町における住民理解を得るため説明会等を開催しているが、環境影響評価の結果は、対象事業実施区域の周辺地元住民が最も注視していることであり、環境影響評価に当たっては、地域住民の十分な理解が得られる努力をするとともに、最大限の配慮をしていただきたい。	環境影響評価の実施過程においては、定められた準備書説明会に加え、必要に応じ、事業に係る住民説明会を開催するなど、地域住民の皆様が十分な理解を得られるよう努めるとともに、説明会等でいただいた意見などに配慮をしながら進めていきます。
4	全体	対象事業実施区域に近い住居地区は当町の住民であり、大気質、騒音、振動等環境への影響に対する不安が大きい。住民の不安を払しょくするよう、積極的な情報公開に努め、現地調査に住民が参加できる機会を設けるなど、きめ細かな対応をしていただきたい。	環境影響評価の実施過程においては、積極的な情報公開を行うとともに地域住民の皆様が現地調査に参加できる機会を設けるなど、住民の心情に配慮し、きめ細かな対応をしていきます。
5	全体	予測及び評価の前提が崩れることが設定される場合は、再度、所定の手続きを実施していただきたい。	予測及び評価の前提となる事業計画が変更になる場合は、その内容、規模を踏まえ、必要に応じて長野県環境影響評価条例に準じた手続きを行います。
6	全体	施設計画に当たっては、当町の自然環境に対する影響を可能な限り少なくするよう配慮していただきたい。	施設計画の立案に際しては、対象事業実施区域(建設候補地)及びその周辺の自然環境に対する影響を最小化できるよう配慮します。
7	大気質	大気質の予測及び評価に当たっては、地域の地形等を十分に考慮し、実施していただきたい。	対象事業実施区域(建設候補地)の気象条件は、周辺の地形に伴い複雑になっているため、調査地点の設定に配慮するとともに、煙突排ガスに対しては、地形起伏を考慮した三次元の風向、風速を推定できるマスコンモデルを用いた気象解析を行った上で、大気拡散モデルによる大気質の拡散予測を行う計画としています。
8	騒音	騒音の調査時期は、隣接するスキー場の降雪機等の影響を踏まえ、降雪機を使用している時と使用していない時の調査を実施していただきたい。	騒音に係る調査時期は、隣接するスキー場の営業期間外である晩秋及び営業期間中の冬季を対象に実施する計画としています。
9	動物 植物 生態系	重要な動植物種については、地形、水系、植生等、十分に調査を行い、調査区域の事情に詳しい者から聞き取りを行うなど生息状況を的確に把握し、予測及び評価をしていただきたい。	動物、植物、生態系に係る調査に際しては、調査区域の事情に詳しい方への聞き取りを通じて生息生育状況を的確に把握した上で、本事業の重要な動植物の生息生育環境、生態系に対する予測及び評価を進めます。

10	植物	絶滅のおそれがある「ミズオオバコ」が生育しているので、調査実施に当たっては、十分に留意していただきたい。	植物に係る調査に際しては、意見を踏まえて現地調査を行い、調査範囲内の植物相及び植物群落の生育状況を把握します。
11	動物 生態系	対象事業実施区域に生息している鹿、猪、猿などが、建設機械工事や施設稼働により他地域に移動し、鳥獣被害を及ぼすことが懸念されるため、野生動物の状況を適切に把握していただきたい。	動物、生態系に係る調査範囲内に生息する動物相を適切に把握します。
12	景観	景観については、日常的に見える地域住民からの視点にも配慮し、今後、行われる施設計画等において、施設の形状、色彩等を景観に配慮したものとしていただきたい。	施設計画において、地域住民から日常的に見える景観にも配慮した施設の形状、色彩等を立案していきます。